

放送法及び放送法施行規則（抜粋）

○放送法（昭和 25 年法律第 132 号）

（一般放送の業務の登録）

第 126 条 一般放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。（以下、略）

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 総務省令で定める一般放送の種類
- 三 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
- 四 業務区域（以下、略）

（変更登録）

第 130 条 登録一般放送事業者は、第 126 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。（以下、略）

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。（以下、略）

（設備の維持）

第 136 条 登録一般放送事業者は、第 126 条第 1 項の登録に係る電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により、一般放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。（以下、略）

（設備に関する報告及び検査）

第 139 条 総務大臣は、前 3 条の規定の施行に必要な限度において、登録一般放送事業者に対し、第 126 条第 1 項の登録に係る電気通信設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該電気通信設備を設置する場所に立ち入り、当該電気通信設備を検査させることができる。（以下、略）

○放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）

（故障検出）

第 105 条 番組送出設備、中継回線設備、地球局設備及び放送局の送信設備（以下この款において「放送設備」という。）は、電源供給停止、動作停止、動作不良（誤設定によるものを含む。）その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時には、これを直ちに検出し、当該放送設備を運用する者に通知する機能を備えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ず同項に規定する機能を備えることができない放送設備は、損壊等の発生時にこれを目視又は聴音等により速やかに検出し、当該放送設備を運用する者に通知することが可能となる措置を講じなければならない。

（耐震対策）

第 107 条 放送設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。

2 放送設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。（以下、略）

（屋外設備）

第 112 条 屋外に設置する空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物（次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。）は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けられないものでなければならない。

2 屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されなければならない。

（対雷対策）

第 114 条 放送設備は、落雷による被害を防止するための耐雷トランスの設置その他の措置が講じられていなければならない。

## 第 5 章第 2 節第 1 款第 2 目 有線一般放送に係る電気通信設備の技術基準

（適用の範囲）

第 149 条 法第 136 条第 1 項の技術基準（同条第 2 項第 1 号に掲げるものであつて、有線一般放送に係るものに限る。）は、この目の定めるところによる。

（準用規定）

第 154 条 第 105 条から第 107 条まで、第 109 条、第 111 条、第 112 条及び第 114 条の規定は、有線放送設備について準用する。（以下、略）

以 上